

# 構造改革特別区域法施行令の一部を改正する政令案の概要

平成 19 年 4 月 5 日  
内閣官房構造改革特区推進室

## 1 政令案の趣旨

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 14 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、構造改革の推進等に関し政府が講ずべき新たな措置に係る提案の募集の手續を定める等のため、構造改革特別区域法施行令（平成 15 年政令第 78 号）について所要の改正を行うものである。

## 2 政令案の内容

### （1）提案の募集に係る手續

改正法による改正後の構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 3 条第 3 項の規定による提案の募集は、少なくとも毎年度 1 回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うものとする。

内閣総理大臣は、提案の募集のための期間をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

### （2）その他

関係政令について、特区法施行令の条移動に伴う規定の整理を行うこととする。

## 3 施行期日

この政令は、改正法附則第 1 項第 2 号の規定に基づき政令で定める日（平成 19 年 5 月下旬予定）から施行する。